

# 都岡中学校いじめ防止基本方針

平成26年1月31日策定(平成30年2月1日改訂)

## 1. いじめの防止に向けた学校の考え方

### 《いじめの定義》

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 《いじめ防止等にむけての基本理念》

全ての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝です。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向け最も大切なことです。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見し、認め合いながら成長します。誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指し伸び伸びと生活できます。しかし、ひとたび生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねません。いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であり、防止するには特定の子どもや特定の立場だけの問題とせず、広く社会で真剣に取り組む必要があります。子供の健全育成を図り、誰もが安心して豊かに生活できる社会の実現に向け、また、学校教育目標「心豊かな人となれ」の具現化に向け、都岡中学校はいじめをしない・させない心豊かな生徒を育み、いじめの未然防止に向けた学校風土を創ります。

## 2. 学校いじめ防止対策委員会の設置

### ① 委員会の構成員

校長・副校長・学年主任・生徒指導部・生徒指導専任教諭・人権指導主任・養護教諭で構成し、いじめの予防・事案に対しての中核となり、組織的に対応をしていきます。事案の必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部の専門家の参加を求めます。

### ② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催します。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

### ③ 委員会の活動内容

#### ●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作りをすすめます。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知します。

## ●早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録の共有を行います。
- ・いじめ(「疑い」を含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対する聞き取り調査等により、事実関係の把握と、いじめであるか否かの判断をします。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

## ●取り組みの検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行います。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係わる校内研修の企画と、計画的な実施を行います。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と、学校いじめ防止基本方針の見直しを行います。

## 3. いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### ①いじめの未然防止に努めます

- ・道徳ではいじめについて考えさせ、自己と他を大切に、互いに支え合う心を育てていきます。
- ・特別活動では、体験的な学習やグループワーク等の活動を通じてコミュニケーション能力を向上させていきます。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用を推進していきます。
- ・教育活動あらゆる場面において人権教育を推進していきます。また、全職員共通理解のもと、10の取組を行い、生徒が安心して生活できる環境づくりに努めます。

### ②いじめの早期発見に努めます

- ・いじめの定義理解を含む、教職員への研修を行います。
- ・いじめを見逃さない教職員の体制づくりや、情報共有の推進を図ります。
- ・教育相談及び事前のアンケートを行います。(4月、8月、1月)
- ・保護者との面談や家庭訪問を充実させます。(4月、7月、12月、その他必要に応じて実施)
- ・インターネットや携帯電話のモラルについて生徒・保護者に啓発活動を行います。  
(4月入学式、7月終業式、10月地区懇談会、2月新入生説明会)
- ・年度初めや毎月の職員会議で生徒の状況や対応について確認し、生徒理解に努めます。
- ・保護者、地域、関係機関との連携を図ります。

### ③いじめに対する措置について

- ・いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応をし、被害生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、加害生徒に対しては事情や心情を聴取し再発防止に向けて適切かつ継続的に支援・指導します。また、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談し、対応方針を決定します。保護者の協力、警察署等関係機関・専門機関との連携の下で取り組んでいきます。
- ・いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、被害生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害生徒を守ります。その際は、教育委員会へ報告

すると同時に学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向に配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していきます。

#### ④いじめの解消について

いじめが「解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

＜いじめの解消の要件＞

- (1) いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること
- (2) いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係わる行為が止んでいる状態から、3ヶ月を目安に該当生徒が心身の苦痛を感じていないかどうか本人・保護者に面談等により確認します。

#### ⑤ 教職員等への研修について

生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修や、自身の資質や専門性を高めること、チームとして対応するための一致した方針の認識を持つことが必要です。自己点検シートを利用した確認、振り返りや、定期的な生徒への生活アンケートを実施し、その結果をもとに実態に即した指導の振り返りや具体的な指導目標の設定と共有を図ります。

#### ⑥ 学校運営協議会等の活用

学校運営協議会や都岡中学校区学校・家庭・連携事業等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組みます。

#### ⑦取組の年間計画(予定)

|     | 取組内容                                             |                                          |
|-----|--------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 4月  | ○年間計画と重点指導内容の確認<br>○いじめの定義・生徒指導研修会               | ○入学式 ○保護者説明会 ○学年集会<br>○生徒理解研修 ○教育相談アンケート |
| 5月  | ○校外行事 ○家庭訪問                                      | ○生徒集団の掌握                                 |
| 6月  | ○Y-Pアセスメント実施①<br>○職員研修会(Y-Pアセスメント)               | ○生徒集団の理解 ○学校運営協議会<br>○学校・家庭・地連連携事業総会     |
| 7月  | ○保護者面談 ○防犯教室(旭警察)                                | ○保護者との連携 ○他機関連携                          |
| 8月  | ○教育相談② ○人権作文コンクール                                | ○教育相談アンケート                               |
| 9月  | ○体育祭                                             | ○生徒集団の掌握                                 |
| 10月 | ○合唱コンクール                                         | ○生徒集団の掌握 ○地区懇談会                          |
| 11月 | ○Y-Pアセスメント実施②                                    | ○学級学年指導 ○生徒理解                            |
| 12月 | ○保護者面談 ○人権週間 ○生徒役員選挙<br>○いじめ防止月間の取組 ○いじめ一斉キャンペーン | ○保護者との連携<br>○生徒アンケート                     |
| 1月  | ○教育相談③                                           | ○教育相談アンケート                               |
| 2月  | ○道徳、特活の取り組み ○新入生説明会<br>○職員研修会(Y-Pアセスメント)         | ○人間関係づくり、理解<br>○学校運営協議会                  |
| 3月  | ○1年間の振り返り ○新年度への引き継ぎ                             | ○生徒反省 ○生徒理解研修                            |
| 年間  | いじめ防止対策委員会(随時)                                   |                                          |

\* 年間を通じて、職員会議で個々の生徒理解を行います。

\* 尚、都岡中学校いじめ防止基本方針は必要に応じて改定し、実行力を高めて参ります。

## **4. 重大事態への対処**

### **【重大事態の定義】**

いじめ防止対策推進法28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1項)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされています。

### **【重大事態への対応】**

- ・事実関係を明確にするための調査を行います。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対し、必要な情報を適切に提供します。
- ・関係生徒に対し、必要な指導及び支援をします。

### **【発生の報告】**

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告します。

## **5. いじめ防止対策の点検・見直し**

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じます。